

令和 7 年度第 1 回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和 7 年 7 月 3 1 日（木） 午後 2 時 3 0 分から午後 4 時まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎 7 階 会議室

○出席者氏名

審議会委員：伊藤芽衣、石井溪、伊禮誠汰、小倉敏幸、北原和起、小林伸一、佐伯浩一、
関口明、田井信仁、高田旭祥、原啓、渡邊秀孝、渡邊美樹

木更津市：渡辺市長、植野総務部長、中原総務次長

（事務局） 内田課長、河上係長、石井主査、梅田主任主事、赤瀬主任主事

（関係課） 教育部学校教育課 上田部参事、榎本主幹

総務部情報経営課 山本課長、重田係長、谷主事

こども未来部こども政策課 清水課長、緒形係長

○議題等及び公開非公開の別：全て公開

(1) 会長・副会長の互選

(2) 報告 個人情報漏えい等について（木更津市教育委員会）

(3) 報告 特定個人情報の利用について（総務部情報経営課）

(4) 報告 令和 6 年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況について

○傍聴人の数：0 人

○会議内容

河上係長 ただいまより、令和 7 年度第 1 回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。私は、進行を務めさせていただきます、総務部総務課法規係長の河上と申します。よろしくお願いいたします。

初めに木更津市情報公開総合推進審議会委員の委嘱状交付式を行います。渡辺市長から皆様に委嘱状を交付させていただきます。皆様には自席にてお受け取りいただければと思います。

-委嘱状交付-

河上係長 皆さんありがとうございました。

本日欠席されている委員をご紹介します。お手元に木更津市情報公開総合推進審議会委員名簿をご用意させていただいてます。こちらの 2 番目にあります石渡委員と、6 番目にあります鎌田委員が本日は欠席となっております。

続きまして渡辺市長より、挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆さんこんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ木更津市情報公開総合推進審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。またこの度は、快くお引き受けいただきましたことを重ねて御礼を申し上げます。

さて本市におきましては、委員の皆様のご協力のもとで、木更津市情報基本条例をはじめとする各種条例に基づき、公正な情報の取り扱いを総合的に推進しているところでございます。

令和7年度は、市の事務に係る特定個人情報の利用について諮問を予定しております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、個人番号を含む個人情報の適切な取り扱いのほか、情報公開の総合的な推進のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 なお、申し訳ございませんが、ここで渡辺市長は退席をさせていただきます。

続きまして、議題に入る前に、新たな委員での審議会は本日が最初ですので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

-委員紹介-

河上係長 ありがとうございます。次に事務局の紹介をさせていただきます。

-事務局紹介-

河上係長 では続きまして本審議会の会議についてご報告いたします。木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。

本日の審議会の委員の定数が15名となっております。本日の出席委員は13名となっております。本日の会議は成立しておりますのでご報告いたします。

次に、事務局よりお伺いいたします。

木更津市審議会等会議の公開に関する条例第3条において、審議会等の会議は、これを公開すると規定しております。非公開の理由がなければ、公開となりますが、本審議会は公開するということで、皆様よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

河上係長 本審議会の公開することといたします。よろしくお願いいたします。それでは、議事に移ります。

まず、次第の4、議題の(1)会長、副会長の互選でございますが、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により会長が議長となると定められておりますが、現在、会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間、議事進行につきましては、植野総務部長に仮議長をお願いしたいと存じます。

植野総務部長、お願いいたします。

植野部長 総務部長の植野でございます。

会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本審議会の会長及び副会長は、木更津市情報公開総合審議会規則第 2 条第 1 項の規定により、委員の互選により定めるとされております。

委員の皆様にお諮りいたしますが、審議会の会長の選出方法につきましては、いかがいたしましょうか。

佐伯委員 会長には引き続き小林委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

植野部長 ただいま、会長には小林委員とのお声がございましたけれども、いかがでございましょうか。

委員 異議なし。

植野部長 異議なしとのお声をいただきましたので、会長は小林委員にお願いしたいと存じます。

それでは以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いいたしまして、私は席を移らせていただきます。それでは小林会長、よろしくお願い申し上げます。

小林会長 今選任されました小林伸一と申します。改めて、皆様よろしくお願いいたします。

本市のこの審議会規則の 2 条 2 号に、会長は、皆様のご協力のもとに会務を総理するとあります。

これで思い出すのが、私憲法が専攻なので、日本国憲法 73 条ですね、内閣は国務を総理する、国務が会務に、総理はそのままの表現となっております。

憲法学の通説的な解釈ですと、その総理というのは、指揮監督するというのが通説的な解釈です。

そういう解釈に立ったとしても皆様のご協力がなにより大事だと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

次に、副会長の互選なんですが、これについては、私の方から事務局の方にお任せするということにいたします。お願いいたします。

河上係長 副会長の件につきまして事務局の方から、渡邊美樹委員にお願いできればというところを意見とさせていただきます。

小林会長 ありがとうございます。私は大変いい人選だと思います。皆様、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

小林会長 異議なしということで渡邊美樹委員が副会長に選出されたということでございます。渡邊委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆様に早速お願いなのですが、会議の途中で、所用等で退席される場合は、前もって私の方に一言声をかけていただければと思います。よろしくお願いいたします。

早速ですけど、議題（２）の報告に移らせていただきます。個人情報の漏えい等についてでございます。事務局の方からご説明お願いいたします。

河上係長 個人情報の漏えい等につきます報告に先立ちまして、審議会に対し、市の実施機関、今回は教育委員会になりますが、報告の趣旨についてご説明いたします。

個人情報保護制度の基本理念に照らし、漏えい等の事案に至る経緯、再発防止策等につきまして、ご報告をさせていただきます。

それでは、個人情報の漏えい等につきまして、木更津市教育委員会学校教育課より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

上田部参事 木更津市教育部部参事兼学校教育課長の上田と申します。同席させていただきますのは、学校教育課主幹の榎本と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料をご覧ください。本事案は木更津市立清川中学校の卒業アルバム作成に係る関連業者がサイバー攻撃を受けたことにより発生いたしました個人情報漏えいの可能性についてのご報告となります。

はじめに、概要についてご説明いたします。

清川中学校は令和３年度入学、つまり令和５年度卒業生となりますが、こちらの生徒の卒業アルバムについて、年度当初に口頭でコマスタジオ清川店、こちらの業者と契約をいたしました。

コマスタジオは、斎藤コロタイプ印刷株式会社に卒業アルバムの印刷製本について再委託を行いました。

令和６年７月に斎藤コロタイプはネットワーク異常が発生しましたことから、調査を開始し、同年１１月末にランサムウェア攻撃を受けたものと特定をされたということを聞いています。

その後、システム通信の遮断、セキュリティ強化対策を実施して、令和７年１月には完全復旧したとのことでした。

学校から市教育委員会への報告の経緯ですが、令和７年４月１３日にコマスタジオは、斎藤コロタイプの来訪で本事案を知らされたとともに、学校と漏えいの可能性のある当事者、令和５年度卒業生及び保護者への文書を預かりました。

コマスタジオは、定休日等の関係もあり、４月１７日に学校へ訪問し、斎藤コロタイプからの文書を学校に渡し、初めてこの時点で本事案を知りました。

その日のうちに、市教育委員会は校長から報告を受けております。

報告を受け、清川中学校のホームページに、今回の概要を提示するとともに、漏えいの可能性がある１５７名のうち、卒業生１２６名と、教職員１５名は、斎藤コロタイプからの本人及び保護者宛文書と、校長からの文書を合わせて、４月２３日付で郵送することとともに、現在も在籍している本事案に関係する教職員１５名につきましては、校長から文書を配布、説明をいたしました。

同日に木更津市ホームページにて公表を行いました。なお、本契約は口頭によるもので委託をしていたことにつきましても、本事案が発覚して、学校は認識をいたしました。

概要については以上となります。

続きまして、2の個人情報の項目及び数についてご説明いたします。

漏えい等が発生した恐れがある個人情報データは、全国規模で約17万件、そのうち本市に関係したのが清川中学校の令和5年度卒業アルバムに記載された氏名、写真のデータとなります。

写真については、資料に掲載している通り、個人や集合写真、1年次の活動に関するものや、部活動、委員会等となっております。

対象者数は、先ほど申し上げましたように126名、教職員31名、合計157名です。

本日現在、情報が悪用されるなどの2次被害の報告はございません。

3の原因につきましては、概要の中でご説明させていただきました通りでございます。最後に4の改善点への対応と今後の再発防止策についてご説明申し上げます。

今回は関連業者へのサイバー攻撃ということでありましたが、本事案が発生したことで、口頭による契約だったこと、再委託への認識不足は、市教育委員会といたしましても、大変大きな問題ととらえておりますことから、市内30小中学校の現状を調査した上で、臨時校長会議を開催し、文書にて手続きを行うよう各学校の校長に指導指示をいたしました。

また、資料にあります①から④について対応し、完了した旨の報告書を提出することを求めています。

現在、すべての学校が文書による契約手続を終えたことをこの場でご報告させていただきます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

小林会長 ありがとうございます。

これは報告事項ですので審議事項ではありません、ということを前提にして、ご質問等がございましたら伺いいたしますのでお願いいたします。

ご質問等は挙手をして私の方で指名いたしますので、ご質問等がおありの方は手を挙げていただいてからにいただければと思います。

渡邊秀孝委員 弁護士の渡邊秀孝と申します。お疲れ様です。

今後の再発防止策ということで、本事案にかかるケースは、卒業アルバム製作についての契約書を交わすってということで、そのあと再委託については許容するっていうふうな理解かと存じますがけれども、必要な手続きというのは具体的にどのようにお考えなのでしょうか。

上田部参事 学校が、写真業者と契約を結ぶ雛形というものをこちらの方から提示をして、これで契約を進めてくださいということをお願いいたしました。

再委託につきましても、写真業者さんと印刷会社さんの方で再委託を行うことが多分

前提となっているのですが、そこで、学校は業務の再委託の申請書、あるいは業務の再委託の承諾書というのを、業者と交わすことの指示を出しております。そのような形で進めさせていただこうと思っています。

小林会長 他にございましたら。

高田委員 木更津市PTA連絡協議会の高田と申します。

今回の件については、ちょっと防ぎきれなかったのかなとは思いますが、今後としては、各委託業者のウイルス対策に対する状況といいますか、そういったところをチェックしていったほうがいいのかと思いました。そのチェックリストみたいなものは現時点であったりするのでしょうか。

上田部参事 教育委員会といたしましては先の再委託先の業者のサイバー攻撃、セキュリティ対策ってところまでチェックはしきれない部分があります。

こちらができる対策といたしましては、卒業アルバムを作成した後に個人情報を削除するという確認を怠っていた部分がありましたので、そちらの方を契約の期間に合わせて、個人情報を削除しましたという確認書を交わすための雛形を作成して、それを提出していただくよう指示を出しております。以上でございます。

小林会長 私の方から一点よろしいでしょうか。

人数が人数でありますので、法律によって、国の個人情報保護委員会に報告すべき案件ですよね。いかがですか。

河上係長 こちらにつきましては、人数が100人を超えたケースですと個人情報保護法及びその施行令等で定められております国の個人情報保護委員会に報告するものに該当します。

今回漏れたかどうかはまだわからないのですが、ひとまず100名は超えておりますので、国の方には市から報告をさせていただいております。

小林会長 他にございませんでしょうか。なければ、この件はこれにて終了といたします。

それでは続きまして議題の(3)の報告、特定個人情報の利用についてに移りたいと思います。それではご説明をお願いいたします。

山本課長 情報経営課長の山本でございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

個人番号、マイナンバーにつきましては、法律に基づき条例を制定することで、市が独自に利用することが認められております。

本市におきましても、平成27年に木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例を策定しまして、すでに7つの事務において、独自に利用させていただいているところでございます。

今回につきましては、新たに1つの事務で、マイナンバーを利用させていただきたいということと、すでにこれまでも利用してきた事務におきまして、特定個人情報の利用する

範囲の拡大をさせていただきたいというものでございます。

まだ諮問の方はさせていただいておりませんが、諮問に当たりまして皆様の質問ですとか、ご意見をいただきたいというものでございます。

詳細につきましては、情報システム係長の重田よりご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

重田係長 情報経営課の重田と申します。よろしく願いいたします。

お手元に資料 1 と記載された番号制度及び番号条例の概要という横向きの資料をご用意いただければと思います。

私はマイナンバー制度を担当しておりまして、マイナンバー制度のお話となります。

今回諮問いただく事項は、先ほどの特定個人情報に関する条例、通称は番号条例といますが、こちらの条例改正を行いたいというものがありまして、条例改正する際は本市の基本条例及び番号条例の立て付けとしてこちらの本審議会の方に諮問をいただくとなっておりますので、1つ皆様のご支援をお願いできればと思います。

では資料 1 枚めくっていただいて左上に 1 番号制度の概要と記載された資料です。

番号制度の概要については 3 本立てで、まずは番号制度の話をして、次に今回具体的に改正するひとり親医療費の話、最後に住登外宛名という最後がわかりづらいいんですけれども、ご理解いただければ幸いです。

小林会長 確認ですが、次回のこの審議会において諮問をなさるということでいいんですか。

重田係長 その通りでございます。

小林会長 そうすると今日のご説明というのは、次回諮問が行われるために、このメンバーが知っておかなければならない知識というものを説明していただくという場なんだというご説明でよろしいんですか。

重田係長 その通りでございます。

小林会長 皆さんもそういうつもりでお聞きになっていただくということです。

近々 2 回目の審議会が開かれその際に、個人情報に関する条例の改正ですから、必ずこの審議会にその条例の改正に関する諮問が行われ、諮問に対して我々が答申を出すと。

それを市長が最大限尊重し、条例に反映させるという流れですよね。よろしいでしょうか。

皆さん、その辺をご考慮いただければと思います。よろしくお願いします。

重田係長 ご説明ありがとうございます。では、まず番号制度の概要というところで、マイナンバー制度というのはそもそも国民一人ひとりを識別するための番号を振って、それによってまず 1 つ目が行政を効率化する、2 つ目が国民の利便性を高める、3 つ目が公平公正な社会を実現する、これらを目的とした制度でございます。

例えば、今まで紙で申請していたものがこのマイナンバーを使うことによって、行政の方でデータを系統的に情報照会することができるため、国民の書類を出す手間もな

くなりますし、行政事務としても自動化ができる部分があるといったものです。

次のページに進みまして、2 マイナンバー（個人番号）の利用範囲です。

マイナンバーというのは制度もシステムも固められてまして、何でも使えるものではないです。

番号法に基づきまして、定められた事務のみしか基本的には使えない、これが法定事務と言われます。

例外的に、地方公共団体で条例を定めた場合、それについてもマイナンバーを使うことができます。こちらが独自利用事務といいます。

ですので、法定事務という法令に基づくものと、条例に基づく独自利用事務という2つがあります。

今回は木更津市番号条例に記載することによって独自利用事務として使えるといった立て付けとなります。

次のページに進みまして、3 マイナンバーによる情報連携と庁内連携です。

マイナンバーをどう使うかという、大きくこちらにも2つありまして、情報連携というのは他の行政機関や国と情報をやりとりするための仕組みです。

情報提供ネットワークという国が用意したネットワーク、行政機関をつなぐネットワークがございまして、こちらを使って例えば木更津市から君津市の情報を照会するといったことが数秒でできるような仕組みでございます。

もう1つが庁内連携で、こちらは自団体内で情報をやりとりするにあたってマイナンバーを使うことを指します。

例えば、木更津市の市民課から市民税課に税の情報を連携させるなどが庁内連携に当たります。ただし、木更津市の中でも、市長部局と教育委員会については別機関という扱いになります。こちらは情報連携といった枠組みとなります。

次のページの4、独自利用事務の情報連携等についてです。

独自利用事務を扱うにあたって2つの要件があって、1つが今申しあげた条例改正が必要であること、もう1つが個人情報保護委員会が定める要件に合致していることです。

地方公共団体が条例を整備すれば、情報連携などができるということですが、何でも情報連携できるわけではなく、個人情報保護委員会の規則で類似の事例があるかどうか、何か今回やりたい事務に似てる事例が既にあるかというところをクリアした上で条例整備をすれば、独自利用事務としてマイナンバーを使えるといったものでございます。

次のページの5、番号条例の概要というところで、本市ではこの番号法を根拠に番号条例を制定しております。

この番号条例の別表1でマイナンバーが利用できる事務を記載して、別表2で情報連携・庁内連携をできる事務、別表3で情報を渡せる事務を記載しております。

次に進みます。6、番号条例の概要、今回条例で改正したい部分が、2つあります。1つがひとり親家庭等医療費助成制度についてです。

こちらの所管部署はこども政策課で、改正箇所は戸籍の情報連携ができるようにするといったものです。

2つ目が住登外宛名管理機能。こちらが非常に特殊で、今回国からの通達で、条例の整備が必要であると示されたものです。

こちらは事務というよりはシステムの機能ではあるのですが、国の通知があったので今回条例改正を行うものです。

最後のページに問い合わせ先を記載していますので、こちらに後日メールいただければ随時回答します。

資料2-1の、条例改正の概要をご覧ください。

次はひとり親医療費の今回の改正部分に触れていきます。

改正理由としては、ひとり親医療という制度は母子家庭父子家庭等のひとり親家庭等に対して医療費を助成する制度です。

こども医療はこどもだけですが、ひとり親家庭等の医療費助成制度は親御さんもその医療費の助成を行うといった制度です。

こちら所得の要件などもあるのですが、実際にひとり親かどうかの確認が必要となります。

住民基本台帳の住民票だけでは確認できない部分がございます。例えば婚姻関係があるけど別居しているなどもありえますので、戸籍謄本が必須となります。

現状としては毎年ひとり親家庭の医療費助成制度の申請をする際に、毎年戸籍を出して申請してもらっているという流れがございます。

今回、番号条例を改正することによって、戸籍を市の職員が情報連携によって法務省に対して照会できるようになり、毎年の戸籍の添付が不要となるということで市民にもメリットがあるといったものです。

戸籍の情報が情報連携できるようになったのが令和6年3月からでして、こちらも現在オンライン化などの事務手続きが進んでいるところで、法務省も戸籍をこうやって連携できるようにしないとだめだということで、始まったところです。

資料の2改正概要としては記載の通り、番号条例の別表2に戸籍関係情報を追加するといったものです。

3 市民への影響及び負担について、基本的に市民への悪影響というものはないと解釈しております。

現在も戸籍の情報という中身で収集しているものです。これをシステムネットワークで収集できるようにするというものですので、自治体が保有するデータに変わりはないといった解釈です。

一方で、市民の戸籍謄本などの添付を省略できるので、そういった影響があるという解釈をしております。

次に4、行政の運用の変更及びリスク対策について。

このひとり親等医療費助成については、所得要件がございますので、現在も税額などの照会、情報連携を行っておりますが、今の制度を照会している先に1つ法務省の戸籍の照会が増えるといったところですので、基本的に事務負担等や運用フローなどは行政側もあまり変わらないといった解釈です。

また、リスク対策として基本的にはダブルチェック、2名体制でチェックしておりますので、その点も安心できると思います。

5、条例改正の施行日については令和7年12月の議会で審議し、公布の日から施行を想定しております。

ここまでがひとり親医療費のお話となります。

小林会長 では、この現時点で何か制度の部分や、ひとり親医療費の戸籍情報について質問がございましたら、お願いいたします。大丈夫ですかね。

今日、こういう条例の改正のことを丁寧に番号制度のイロハから説明していただいて、委員の多くも大体こういうことで条例改正が必要なんだなっていうことは理解されていると思いますが、この資料を皆さん持ち帰っていただいて、次回第2回の諮問のときですね、市長の方から諮問書を正式な示しをいただいて、市の諮問書に基づいて我々が議論することになります。

そして答申という形で我々が市長にお渡しするという流れになっていきますので、今回は諮問を受けて、3回目で答申ということでよろしいですか。

河上係長 はい。一応諮問で1回審議会を開いていただいて、答申についてもう1回審議会を開いていただくというのが、通例のような形でやらせていただいております。

小林会長 今日のところは、ご質問がもしないとしても、家に皆さん持ち帰っていただいていろいろ検討していただいて、次回の諮問を受ける審議会に生かしていただきたいと思います。特に質問がございませんでしたら次の条例改正2の方、よろしくお願いします。

重田係長 はい。次は資料3-1の方になります。

条例改正の概要で住登外者宛名管理機能というものです。

改正の趣旨ですが、国の通知があつてやらざるをえない、そもそも義務性がある改正というのが前提ですが、まず木更津市の基幹系のシステムの住民票とか税や福祉の情報管理するシステムを標準化といって国が定めた仕様に則ったシステムに今後移行していきます。

この国の仕様という中で、住登外者、つまり、住民票がない者ですね。住民票がある方というのは基本的には住民基本台帳ネットワークを通じて、マイナンバーが付番されるのですが、住登外者というのはそうではなく、例えば、市外の人が木更津市の不動産を所有している場合、木更津市で固定資産税が課税されるわけですが、住登外者というところでマイナンバーの情報までは通常は入ってきません。

ですが、そういった住登外者を木更津市やその木更津市のシステムの中で管理するための番号で管理するにあたって、今後国の仕様では、住登外者もマイナンバーを裏で紐づ

けて管理するというのが必須化されます。

これがなぜかという、今言った固定資産税の方で、住登外者の宛名を持つ方が、例えば福祉制度を利用している場合など、木更津市に住所はない、または木更津市に住んでい
たけど介護保険とか国民健康保険とかの制度を使って、市外の病院とか施設に長期入院、
入所した場合、住所は市外になるのですが、もともと住んでいた市で国保などの制度を使
うというのが国民健康保険法などの立て付けとしてございます。

この場合、税の方のシステムで住登外者の宛名があります。国民健康保険でも、その宛
名を持っています。

ただ、これは必ずしも 1 つの宛名とは限らず、税の方だと 100 番だけ国保の方だと
200 番といったことが現状ありえています。これはそのシステムだけで宛名というのを管
理していたためです。

今後国の仕様が統一化されることによってその住登外者であってもマイナンバーを持
つということは、木更津市組織内で同一の判定が行えますが、この同一の判定にあたって
マイナンバーを使っているというところで、独自利用事務に当たるとして条例改正が必要
とされたところでございます。

資料 2 ページで国の通知を抜粋しています。こちら、若干専門用語もあって、なかなか
解釈がわかりづらいのですが、結論としてやはりその業務間やシステム間の同一の判定
にあたって個人番号を利用する場合、その場合は住登外者宛名番号管理機能を使うこと
にはなるので、条例の整備について遺漏なくご対応くださいといったものです。

この通知を発端として今回条例改正を行うものです。次に住登外者管理の概要等に進
みます。

住登外者管理の現状と課題ですが、先ほど述べた通り、各業務システムで住登外者の宛
名という情報を作っている、同じ人なのに、何個も宛名を持ってるということがあり
得る状況です。

次の (2) の住登外者宛名番号管理機能の概要というところで、まず住登外者の宛名番
号という木更津市だけで使う住登外者の番号を付番して、マイナンバーを直接使うわけ
ではないのですが、内部的にマイナンバーと紐づけることが前提となるため、マイナンバ
ーを利用しているという解釈となります。

この機能によって市内の複数のシステムの連携が容易になるといったメリットがござ
います。

次のページです。(3) 住登外者宛名番号管理機能と個人番号ですね。こちらは国の仕様
書上住登外者についても基本的に個人番号を紐づけるということで、これが、特定個人情
報の庁内連携というものに当たるため、番号条例の別表の改正が必要といったものにな
ります。

下の方に進んで 3 改正の内容です。こちらは大きく 4 点改正します。

(1) の第 4 条第 4 項の追加については、法定事務に住登外者宛名を連携するための規

定です。こちらは包括的に庁内連携できるような書きぶりをしております。

(2) の別表第 1 関係として、別表 1 に記載することによって市長部局と教育委員会それぞれが住登外者宛名管理機能を使えるというものです。

(3) が別表第 2、こちらは庁内連携をするためのものです。市長部局内で例えば税とこども医療費とかひとり親医療費などの情報については住登外者であっても連携するため、こちらの別表 2 に記載が必要といったものです。

最後 (4) 別表第 3 関係、こちらは情報連携でも情報の提供という渡すものでして、市長部局から教育委員会に情報を渡すための規定でございます。

同じ木更津市でも情報連携という扱いになるので、ここの別表 3 に記載が必要といったものでございます。

最後に次のページ 4、市民等への影響及び負担について、住登外者を対象としているので市民への影響はもちろんありません。住登外者への影響としては今までバラバラで管理していたのが一つに管理することができます。

マイナンバーもまとめて付番されるので、事務の効率化に資するというものでございます。

またひとり親医療などと同じで、マイナンバーを活用できるようになることで、申請書の添付省略などができるといったメリットがございます。

条例改正の施行日及び理由について、令和 7 年 12 月議会で改正を行い、公布の日から施行を想定しております。理由としては令和 8 年 1 月に、その基幹業務のシステムが標準化の入れ替え対応を行うため、それまでに条例整備を行いたいといったものでございます。

私からの報告は、以上です。ありがとうございました。

小林会長 以上についてご質問等がございましたら、はいどうぞ。

渡邊秀孝委員 委員の渡邊秀孝です。お疲れ様です。

資料 3-1 の条例改正の概要、各住登外宛名番号管理機能の、2 ページ目に国の通知が抜粋されておりますけれども、この国の通知は、資料 3-3 の内容であるということでしょうか。

重田係長 はい。その通りでございます。

渡邊秀孝委員 そうすると資料 3-3 を見れば、番号管理機能に係る条例改正の必要性について基本的には書かれているっていう感じですね。

重田係長 基本的には書かれておりますが、やはり標準仕様書など聞きなれない言葉もあり、自治体向けに必要性が示された資料でございます。

渡邊秀孝委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

小林会長 他にございましたら。では私の方から 2 点ほど。

国の方からの通達があつて、今後、国の方の法整備が進むという中で、各自治体、市区町村に通達が下ってきたと。

そうするとこの独自利用をというのは形の上では独自利用なんでしょうけど、実質的には法定事務に近い性質を持つと理解しましたが、その認識でよろしいでしょうか。従ってその条例は改正せざるをえないというふうに聞こえたんですけど、それでよろしいのでしょうか。

重田係長 はい。まず結論は条例改正はせざるをえないといったものです。

確かに、独自利用事務というの、ある程度個人情報保護委員会で事例を示しているものですので、完全に独自というかというところではないと解釈できるかと思います。

小林会長 2点目は、最後にあります令和7年12月議会で可決されることを目指すということですね。これは2つの改正案いずれもでしょうか。

重田係長 はい。そうですね。

改正条例案としては1本ですが、その1つの改正の中にこの2つの項目を盛り込むといったものになります。2つともこの12月議会で一緒にやりたいと考えております。

小林会長 タイムスケジュールがはっきりしていると。なおかつ、一方の改正に関しては国の動きに連動してせざるをえないということですね。

従って皆さんもそれを十分ご理解していただいて、次の諮問の際に生かしていただければなと思います。

何かご質問等がなければ、よろしいでしょうか。

先ほども申し上げましたが次回の、第2回の審議会はあまり間隔を置かないで開かれるというふうに私の耳に入っていますが、それまでに皆さん、十分この今日の資料を読んできていただいて、それから、例えば今のご説明の中にもありましたけどかなりテクニカルな概念が少なからず含まれていますから、やはり、今の説明だけでは、あるいはこれを読んだだけではちょっと理解できないなんていうものも出てくると思うんですね。その際に、例えば、事務局の方に直接質問なりをしていただける手筈は整っていますでしょうか。

河上係長 情報経営課の資料の1の最後のページにあります本件のお問い合わせ先という形でメールアドレスを載せていただいておりますし、本市の総務課の方にお電話いただいても、構いません。

メールアドレスは今日出席しております情報経営課からのメールアドレスも載せておりますし、総務課の方のアドレスも載せております。こちらはどちらでも大丈夫です。

お電話につきましては、総務課で一旦お受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

小林会長 ありがとうございます。他にご質問等がなければよろしいでしょうか。

それでは最後の議題の4、令和6年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況についてお願いいたします。

赤瀬主任主事 それでは私の方から、令和6年度の情報公開制度の施行状況、個人情報保護

制度の運用状況、会議公開制度の実施状況につきまして、報告いたします。

こちらの資料についてはタブレットでご確認いただきたいと思います。

それではまず情報公開制度の施行状況から報告させていただきます。

R6 情報公開という資料をご確認いただければと思います。

こちらについて、令和 6 年度は 27 名の方から 64 件の請求がございました。昨年度の令和 5 年度と比べまして、2 件減少しております。

ここ数年情報公開請求は増加傾向にありましたが、令和 6 年度につきましては、前年とほぼ変わらずの件数でございました。

なお、資料の通し番号では、68 件となっておりますが、うち 4 件が取り下げとなりましたので、件数としては 64 件としております。

実際の請求の内容につきましては、工事又は業務委託契約の積算根拠となる金入設計書、つまり、積算金額入り設計書の請求が約半数を占めております。

その他の実施機関別の請求状況、決定状況、不開示理由別の内訳につきましては、資料の通りでございます。

次に、個人情報保護制度の運用状況についてご報告させていただきます。R6 個人情報という資料をご確認いただければと思います。

令和 6 年度につきましては、8 名の方から 9 件の請求がございました。昨年度の令和 5 年度と比べまして、15 件の減少となっております。

資料の通し番号では 10 件となっておりますが、うち 1 件が取り下げとなりましたので、件数としては 9 件となっております。

実施機関別の請求状況、決定状況、不開示理由別内訳、請求の中身につきましては、3 ページ目をご確認いただければと思います。

それでは最後に、会議公開制度の実施状況についてご報告させていただきます。

資料 R6 会議公開という資料をご覧くださいと思います。

令和 6 年度につきましては、木更津市審議会等の会議公開に関する条例第 6 条の規定に基づきまして、事前に 237 件の会議の開催の事前公表を行い、すべての会議が開催されました。

傍聴人の方の数につきましては、次のページに記載があります。

この 237 件のうち非公開の会議もございましたが、合計 65 名の方が傍聴にいらっしゃいました。昨年度の令和 5 年度と比べ 23 名の増加となっております。

こちらにつきましても、その他実施機関別の会議開催状況、決定状況、非公開別内訳、その他実際に行われた会議につきましては、2 ページ以降、ご覧いただきたいと思います。

これらについては、市ホームページにも掲載されているほか、事務局の方にお声がけくだされば、紙媒体でお渡しいたします。私からの報告は以上となります。よろしく願いいたします。

小林会長 何かご質問等がございましたら、ございませんでしょうか。それでは、最後に委

員の皆様方から何かございましたら、お願いいたします。

特にないようですので、それでは、事務局から何かございましたらお願いいたします。

石井主査 第2回の審議会の日程について、確認をさせていただければと思います。

事務局といたしましては、第2回審議会の日程としまして、8月25日月曜日の1時半から開催ができればと考えているところでございます。

もし差し支えなければこの場で委員の皆様方のご都合についてお伺いできればと考えております。

小林会長 現時点におきまして8月25日の開催について、ご都合が悪いという方がもしいらっしゃいましたら、挙手をいただければと思いますが、石井委員、小倉委員のお二方ということですね。日時を教えてください。

石井主査 日時は8月25日月曜日の午後1時半から、会場につきましては同じ駅前庁舎ではあるのですが、ここではなく8階の防災室・会議室での開催を予定しております。

小林会長 私の方からいいですか。先ほども確認したんですが、第2回審議会が、その諮問のための審議会で、第3回に答申をするということによろしいですか。

河上係長 はい。事務局の方としましては、今のような形で次回諮問、その次々回で答申というところで考えております。

諮問が2件ございますので、一旦諮問をさせていただいて、可能なら本当はその場で答申をもらいたいというのが情報経営課の希望ではあるんですが、諮問を次回行い、内容について会長を中心に練らせていただいて、次々回で答申という流れを事務局では考えております。

小林会長 わかりました。そうすると次回は諮問を受けて、その諮問内容を我々が審議をして、その場で答申の内容を決めるという流れでいいのかと思います。答申書には一字一句、句読点まで含めて、我々は検討しなければいけません。過去の例を踏まえると、答申書の作成には一定の時間を要するということを考えるとやはり、次回で諮問を受けてその場でその日のうちに答申というのはかなりタイトになるだろうと、こういうふうに私は思いますので、3回目の審議会で、答申をすることについて賛成です。

従って、3回目の日程調整も始めなければならないのではないかと思いますのですが。

河上係長 この後また説明させていただきますが、日程の調整をまた3回目につきましてもさせていただきます。

次回、可能であれば諮問があつて、質疑が終わった後、答申の骨子的なところを決めていただいて、また、1字1句の内容を調整し、第3回で最終的に市長の方に答申をするような形ができればいいなと考えております。

小林会長 答申について我々の方で一字一句検討しなければならないと言いましたが、我々から出された様々な疑問や意見というのを事務局で集約していただいて、それをその都度検討するというのがこの審議会のよき伝統であつて、今回もそういうことでお願いできればと思います。よろしくお願いします。

ほかになにかありますか。

梅田主任主事 最後に1つご案内をさせていただきたいと思います。

今、委員の皆様の机の上に、木更津市情報公開総合推進審議会に係るご連絡についてというQRコードが真ん中に表示された紙を配布しております。

審議会の日程調整につきまして、主に電話でご連絡差し上げていたところですが、よりスムーズに行うため、もしメールアドレスをご提供いただけるようであれば、メールでのご案内もさせていただきたいと存じます。

QRコードを読み込むかアドレスを開いていただくと入力フォームが表示されますので、こちらにご入力いただければ、メールで連絡するようにいたします。

すでにメールアドレスをご提供いただいている委員の方については引き続きメールでの案内をさせていただく予定ですが、もし電話での連絡を希望する方は事務局の方までご連絡いただければと思います。

こちらについてはこの場で入力していただいても結構ですし、紙をお持ち帰りいただいて、入力していく形でも結構ですので、よろしくお願いします。

小林会長 目安はいつぐらいまでですか。

梅田主任主事 次回の審議会の日程調整等々あると思いますので8月10日ぐらいまでに入力いただけると次の審議会の日程調整がメールでご連絡できるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

小林会長 メールアドレスも大変重要な個人情報なので、その点、よろしくお願いいたします。

それから今のお話をちょっと補足しますと従来通りの電話のやりとりを選ぶか、それともアドレスを提供してメールでの非常に効率的なやりとりするかは委員の皆様のご任意ですということですね。

他に事務局の方からございますでしょうか。

河上係長 本日紙を省力化するためにタブレットを導入させていただいたんですが、少し見づらかったという点がありましたのでそこは本当に申し訳ございませんでした。不具合等については次回の審議会で調整させていただきます。

先ほど、情報公開の件数ですとかそういったものにつきましては、若干ですが、事務局の方でも印刷しておりますので、必要な方は事務局の赤瀬に声をかけていただければと思います。以上です。

小林会長 それでは以上をもちまして令和7年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会を終了いたします。

長時間にわたりまして皆様、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和7年12月26日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小 林 伸 一